



違反是正技術の向上を目的とした 実務型受入研修（違反処理研修） の実施状況

大阪市消防局予防部特別査察隊 消防司令 東博

はじめに

平成23年、大阪府内のある消防本部において初の設置維持命令が発動された。この命令に係る一連の違反処理を力強く推し進めた職員の中に、大阪市消防局で違反処理研修を受けた方がおられた。告発をも見据えての違反処理に踏み切ったきっかけがこの違反処理研修であったという。大阪市消防局の違反処理研修とはどのようなものなのか。本稿では、研修の枠組み、カリキュラム、研修者の感想等について紹介する。

違反処理研修の枠組み

(1) 特別査察隊設置まで

大阪市消防局では、平成18年度末から大阪府内の消防本部の依頼に応じて職員を受け入れ、違反処理研修を実施してきた。平成18年当時、大阪市消防局は、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災を契機として、立入検査中心の査察体制から違反是正中心の査察体制へと切り替えていく流れの中にあった。

このとき、いわゆるキタ・ミナミの繁華街を管轄する北消防署・中央消防署には、予防司令長兼予防課長代理が置かれ、違反是正を専門に担当する司令が配置されるなど、違反是正に係る体制が強化されていた。そして、この2署においては多くの職員が研修のかたちで違反是正の実務に携わっていた。他都市の研修者はこの実務研修に加わり、大阪市消防局の職員と一緒に数多くの違反是正の現場を体験することとなった。

(2) 特別査察隊設置後

平成20年10月、大阪市浪速区で個室ビデオ店火災が発生した。この火災を受けて大阪市では同年11月、消防局予防部に特別査察隊を設置し違反処理をより積極的に進めることとなった。

他都市の職員の研修はこの時、特別査察隊による研修に組み替えられたが、違反是正の現場を体験するOJT中心の研修スタイルはそのまま踏襲され現在に至っている。

(3) 実務型受入研修

大阪市消防局では平成22年4月に、他都市か



特別査察隊の組織図

らの研修依頼に係る要綱を定め、手続きを統一した。研修は警防・予防・総務の3分野の12研修16コースからなり、特別査察隊による違反処理研修もその予防分野の1研修に位置づけられた。

なお、大阪府内では平成23年度から堺市消防局においても警防と予防の2分野について7研修が実施されており、大阪市消防局の研修とともに大阪府下消防長会を通じて研修者の募集を行っている。

違反処理研修カリキュラム

研修者は違反処理の様々な手続き・技術でOJTで習得していくため、複数事案が同時進行している場合は、例えば①～③の基本的で重要な事項を同時に経験することとなる。

- ① 違反調査(立入検査)
- ② 名あて人の特定(登記簿謄本・住民票の取得)
- ③ 質問記録(調書)の作成

結果的に、研修が短期間であっても様々な違反処理段階に触れることとなる。また、研修者の関心によっては、行政法から査察員のメンタルケア方法にまで研修範囲が及ぶこともある。

研修事例

(1) 通告なしの夜間立入検査

大阪市有数の繁華街がある地域一帯を5つのエリアに分け、およそ1年半をかけて5回にわたり夜間立入検査を実施した。なお、防火対象物の関係者への事前通告は行っていない。

当該地域を所管する消防署において検査を実施する防火対象物の選定を行い、当該消防署を



夜間立入検査(検査前の打合せ)

はじめ市内の各消防署から職員を集集し特別査察隊も加わって、多いときには36人で立入検査を実施した。

小規模雑居ビルを中心にしたこの連続立入検査では、第1回目は検査対象とした40の防火対象物について警告数が34件あったが、第5回目には検査対象とした43の防火対象物について警告数は23件であった。これらの警告は主に避難管理について発動されたものである。件数が低減してきたものの、避難管理がおろそかになっているテナントが一定数ある事実には変わりなく、引き続き違反処理を進めていくこととしている。

研修者はこの立入検査にも参加した。大阪市消防局では消防法第5条の3に基づく消防吏員の措置命令の前段として警告の発動を可能としている。このため、警告書も消防吏員の名前で作成し関係者に手交し、受領のサインをいただいている。関係者の営業を妨げないようにしながらも安全のための措置を速やかに講じてもらうよう説明し、必要に応じて吏員名で警告する一連の流れを、研修者は繰り返し経験することとなる。

(2) 無許可貯蔵の危険物に対する措置命令

一般の倉庫に指定数量の2.6倍を超える危険物が無許可で貯蔵されていることが発覚した。

ガソリンをはじめとする第4類の危険物が多数の一斗缶・ペール缶・段ボールに入れられて貯蔵されていたもので、消防法第10条第1項違反であることから、消防法第16条の6第1項に基づき市長名で即時に除去するよう命じた。

消防署からの連絡を受け、特別査察隊が研修

違反是正技術の向上を目的とした 実務型受入研修(違反処理研修)の実施状況

大阪市消防局 実務型受入研修(違反処理研修)

①平成25年度の設定コース

- 1カ月間コース：7、12、2月
- 5日間コース：5、6、10、11、3月

②実績

- 平成18～21年度：大阪府内7人
(1カ月間コース7人)
- 平成22～24年度：大阪府内16人、他府県3人
(1カ月間コース8人、5日間コース11人)

研修カリキュラム

違反調査

違反調査の目的

- 実況見分
- 質問記録
- 写真撮影
- その他

名あて人の特定

特に重要な違反調査事項

- 履行義務者
- 契約関係
- 登記事項
- その他

違反処理への移行時期の判定

- これまでの指導経過
- 改善計画書の履行期限

警告書・命令書の作成・交付

- 第5条の3
第1項
- 第17条の4
第1項
- 第8条第3項・
第4項
- その他

研修受講本部の懸案事項である事例の検討

者とともに現地に行き、消防署の違反処理をサポートした。命令報告書に添付する写真を撮影するとともに次の文書を作成するなどした。

- ① 名あて人を代表取締役とし、市長名で発出した命令書→代表取締役に手交
 - ② 消防法による命令の公告→倉庫入口に貼付
 - ③ 命令書の受領書(①の代表取締役が受領)
 - ④ 質問記録書(①の代表取締役が違反の事実を認め、除去方法を述べたことを録取したもので、当該代表取締役に読み聞かせ、誤りのないことを確認させ、署名・押印させた。)
 - ⑤ 自認書(①の代表取締役が作成した、無許可貯蔵の事実を認める文書)
 - ⑥ ①の代表取締役の危険物取扱者免状の写し
- (3)是正目標(大阪市消防局の運営方針より)

防火管理者未選任や消防用設備等の未設置を確実に是正するため、消防局としての目標に具体的な是正目標を掲げている。平成25年度は、特定防火対象物に係る防火管理者未選任を200件以下に、消防用設備等の未設置を620件以下に抑制することとしており、目下これらの目標に向かって違反是正を推進しているところである。

研修者には、この是正目標についても説明する。是正目標の存在が、スピーディーで効果的な違反是正に向かわせる原動力の一つであることを説明している。

研修者の感想等

特別査察隊と様々な現場に赴く際に、研修者からいろいろと感想を聞くことがあるが、その一部を紹介する。

(1)違反処理の実体験について

どの研修者も一様に、現場での違反処理の実体験が大変参考になった、という感想を述べられる。関係者との具体的な交渉が目の前で繰り広げられる現場では、机上の違反処理ではなく、本気のやりとりを体感することとなる。

違反処理に迷いを感じておられる方も、査察を担う消防職員の使命とは何か、消防法第1条の目的達成のため何をすべきか、大切なのは目の前の関係者だけでなく施設利用者の安全であ

り、違反処理をしない理由はないのではないか、といったことを改めて実感されるのだと思う。

(2)特別査察隊のチームワーク

特別査察隊はチームワークがよいが、隊員が互いに依存することなく効果的に役割が分担されているとの評価をいただくこともある。

特別査察隊の隊員それぞれが担当してきた違反処理が様々なものであるため、違反処理の進め方、押さえるべきポイントを考える際に各人が前提とする経験・ノウハウが互いに異なることが一因ではないかと思う。加えて、消防用設備等に詳しい者、行政法にたけている者などそれぞれに得意な分野がある。このため、違反処理の進め方を検討する際には、標準的な方法を基本としながらも各隊員が知恵を出し合ってチームで共有し、最良の方法を選びとろうとする。このようなチーム全体の姿勢が評価されているものと思う。

(3)特別査察隊の事例研究

特別査察隊の事例研究に参加した研修者からは、どの隊員からも実地的な意見が次々と出されることについて刺激になったとの感想をいただくことがある。

特別査察隊では、大阪府内の消防本部を対象に実施される「違反是正事例研究会」での検討事例や、大阪市内の違反是正の実例を素材とした事例研究を隊員全員が集まって実施している。各隊員は事前に配布された事例について、自分ならどのように違反処理を進めるかの方針をもって研究の場に臨む。議論に熱が入り2事例に対する3時間の検討時間が短く感じられる

ことも多い。司会役の隊員が各隊員の得意不得意に応じて発言を求めていくことも議論が活発に進む要因の一つだと思う。

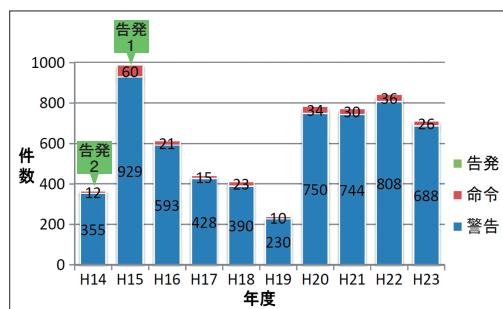
おわりに

冒頭で、ある消防本部における初の設置維持命令の発動について述べた。この事案は、屋内消火栓設備、自動火災報知設備及び避難器具が未設置である等、重大な消防法令違反がある個室ビデオ店に対し、警告・命令を発動することにより是正完結に至ったものであるが、大阪市消防局の違反処理研修が、他都市の安全に寄与したのであるとしたら、大変喜ばしく思う。

新宿区歌舞伎町ビル火災を踏まえた消防法改正によって立入検査や違反処理に係る権限が強化されて以来、消防機関が速やかに権限行使することが当然とされる向きもあって、大阪府内の各消防本部においても違反処理の重要性はますます高まっていくと思われる。

大阪府下消防長会では、本稿で紹介した「違反処理研修」以外にも、府内の違反是正のレベルアップのため、「違反是正事例研究会」、「違反是正事例発表会」、「教育講演会」なども開催している。これらの事業によって各本部の職員間にネットワークも構築されてきており、府内の消防職員の有機的な連絡・相談網の確立に役立っている。

各本部が相互に違反是正のレベルアップを図りながら、研修会や職員間のつながりを活用することで、府内全体として消防法令違反の早期是正を進め、繰り返し違反を抑制できるよう取り組んでいきたいと考えている。



大阪市消防局の違反処理件数



「消防法による命令の公告」の貼付



第4類危険物の無許可貯蔵